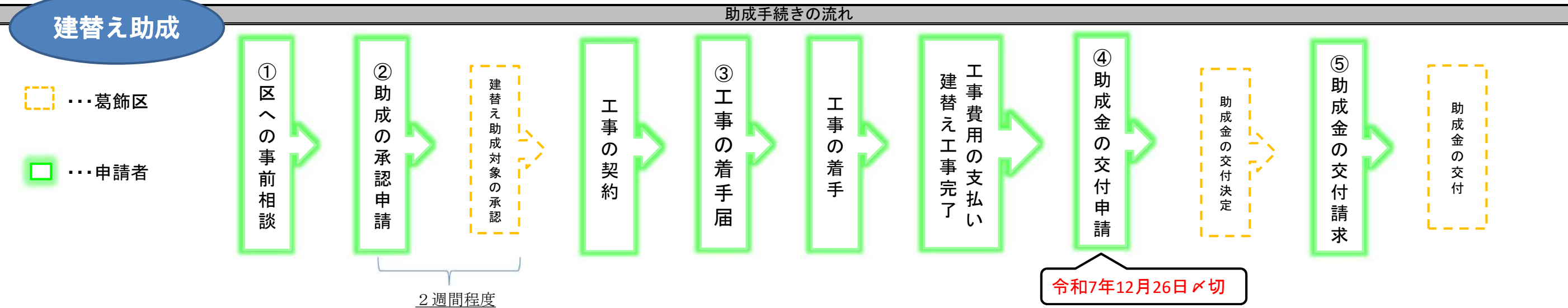


整備地域の老朽木造住宅（軽量鉄骨造を含む）の建替えによる除却、設計等の費用を助成します



① 区への事前相談	助成を受けるための要件	
	◎除却する老朽建築物◎ □葛飾区の整備地域内である（不燃化特区を除く。下記②又は別紙の地図をご確認ください） □主要構造部が木造または軽量鉄骨造である ※2以上の主要構造部がある場合、建築物の延べ床面積の2分の1以上の構造部 □耐用年数が2/3を経過したもの 【木造：14年8ヵ月以上 木造モルタル：13年4ヶ月以上 軽量鉄骨造：18年以上】 □除却する老朽建築物が一戸建て住宅、長屋又は共同住宅である ※店舗等の用途を兼ねる場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の3分の1以上	
	◎建替え後の建築物◎ □除却する住宅と同じ敷地の全部又は一部に建築物を建てること □耐火建築物又は準耐火建築物である □建替え後の敷地面積が66㎡以上である（66㎡未満の場合は、敷地面積の減少がないこと）	
	助成を受けられる方 □老朽建築物の所有者又は2親等以内の親族である □除却工事及び建替え工事の両方の経費を支払う □販売目的の建築物でない	
助成内容		
助成額 = 1 + 2の助成額 1と2は合計で最大200万円まで		
1. 除却助成額 ア、イのうち低い方の額 ア：除却延べ床面積 × 32,000円/㎡ イ：実際の解体工事費 注）公有地に面するブロック塀等を有する場合、別途助成金がございます。		
2. 建築設計等助成額 ア、イのうち低い方の額 ア：要綱く別表第1の額 イ：実際の設計・監理費 注）面積は住宅部分に限ります。		
【計算例】 除却面積60㎡、建替え後の面積が90㎡のとき 1. 除却助成額 ア：60㎡ × 32,000 = 1,920,000円 イ：1,600,000円 イが助成対象額となります。		
2. 建築設計等助成額 ア：90㎡以上95㎡未満…1,806,000円 イ：1,200,000円 イが助成対象額となります。 注）共同住宅の場合、算出方法が異なります。		
1と2の合計額 = 2,800,000 > 200万円 この場合、200万円が助成額となります。		

整備地域一覧	青戸	3丁目1～3番、8～10番 4丁目1～5番	堀切	1丁目～2丁目、5丁目の全域、3丁目1～24番 4丁目の全域(58番8～16を除く)、6丁目10番の一部
	小菅	2丁目1～2番、6・7番、5番の一部、8番の一部	東堀切	1丁目の全域
	立石	1丁目～4丁目の全域 6丁目1～8番、7丁目1～10番	宝町	2丁目5～9番
	東立石	1丁目～4丁目の全域	西新小岩	1丁目の全域
	東四つ木	1丁目～4丁目の全域	新小岩	1丁目の全域
	四つ木	1丁目～4丁目の全域	※整備地域のうち不燃化特区を除く地域が対象 ご不明な場合はお問い合わせください	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区整備地域建替え助成対象工事承認申請書	
□2	事業計画書	記入例はく別紙2参照
□3	案内図	
□4	公図の写し	インターネット版は不可
□5	ア. 既存建築物の建築確認済証 イ. 既存建築物の登記事項証明書 ウ. 固定資産税通知書及び課税明細書 エ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～エの内、いずれか一つの写し インターネット版は不可
□6	ア. 既存建築物が所在する土地の登記事項証明書 イ. 固定資産税通知書及び課税明細書 ウ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～ウの内、いずれか一つの写し インターネット版は不可
□7	既存建築物等の配置図、平面図、面積表（除却範囲を記載）	
□8	新築建築物等の敷地面積、建築面積及び延床面積が分かるもの	
□9	敷地及び対象建築物の写真	
□10	経費見積書	除却・設計監理費用がそれぞれ分離したもの コピー不可、委任状がある場合は委任者のものを含む
□11	印鑑登録証明書	
□12	建替え前後で敷地面積に減少がないことが分かるもの	新築建築物等の敷地面積が66㎡未満の場合に必要な 借地の契約書等
□13	委任状	□既存建築物または建替え建築物が共有名義の場合 □既存建築物または建替え建築物が区分所有の場合 □既存建築物の所有者と申請者が異なる場合 □除却する建築物が長屋の一部の場合
□14	同意書及び戸籍等の2親等以内の親族関係が分かる書類 除却する建築物が長屋の場合は、同意書及び同意者の権利関係がわかる書類	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区整備地域建替え助成対象工事着手届	
□2	経費見積書（変更がある場合のみ）	除却・設計監理費用がそれぞれ分離したもの
□3	請負契約書の写し	除却・設計監理で契約が別の場合はそれぞれの契約書の写し
□4	工程表	
□5	建設業許可登録証の写し又は解体工事業登録証の写し	
□6	工事請負者の建設業許可登録証の写し	建設業法施行令第1条の2に定めるものを除く

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区整備地域建替え助成金交付申請書	
□2	建築確認済証の写し	
□3	建築確認申請書類の写し （一～五面、案内図、配置図、立面、各階平面）	
□4	新築建替建築物の完了検査済証の写し	
□5	新築建築物の登記事項証明書の写し	インターネット版は不可
□6	新築建築物が所在する土地の登記事項証明書の写し	インターネット版は不可、変更があった場合のみ
□7	工事中及び工事完成写真	
□8	請負契約書の写し（変更がある場合のみ）	契約変更があった場合、積算書も含む
□9	領収書の写し	収入印紙付
□10	消費税額仕入税額控除確認書	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区整備地域建替え助成金請求書	

整備地域建替え助成金対象地域

